

居宅介護支援事業所管理者
地域包括支援センター管理者 各位

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る居宅介護支援の臨時対応について

日ごろより本市介護保険事業へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
4月7日付にて、国より緊急事態が発出されました。当該宣言において感染拡大防止の観点から人と人との接触の抑制が求められているところです。
つきましては、本年5月6日までの間、モニタリングについて下記のとおり取り扱いますのでご了承ください。
なお、今後国から発出される通知や感染症に係る社会状況の変化如何で取り扱いが変わる場合があります。

<モニタリングについて>

ケアマネジャーの判断により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、居宅訪問以外の手段（電話など）によりモニタリングを行うことを可能とし、運営基準減算に該当しないものと取り扱います。本取り扱いに準拠してモニタリングを行う場合は、利用者・家族に説明の上支援経過に記録してください。

なお、従来どおりの対面でのモニタリングを禁止する主旨ではありません。

=====

八千代市健康福祉部長寿支援課 給付・指導班